

浪人米の何し障候なく不苦そのハ名は并
年寄又人組寄合穿撃の了し造成院の形
名は元並の中事

○ 子負く者他不より米の俵を不及中の中
子負く者ありはく尚座の中と并中
幼例お果はそのありはく是又以訴の中
幼端幼例お頼はそのありはく乞食非人の限
そ者名并親親必訴若水取存かゝる

○ 皇子速の中は尤お果れたる皇子の中事
何者より浪人との何れめ立退はの有り是
者并障候者た出合苗皇子速所没進の中
若切拂ひ逃はく先くは中より出合何方
までも付走くは落着不波の中理不長は
殺中るあり事

○ 田畑を歩く事も忘れる事若候はる
除くはく毎年正月中と云ふを候意はる

根名ノ通年貢金之上ノ上曲事ニ云

○ 作付ノ但之入方ノ百姓於之給なく耕作不承ルル
時去ノ人組名不及中一村ノ之の老翁合田畑仕附
收納仕付控ノお互ノ助合ノ中事

○ 田地永代賣買ノ做弟台御法度云 作付ノ通
賢守ノ永代賣買一切仕付有ル事

○ 田地毎五年季ノ定賃物ノ金銀小銭ノ之ノ名ニ
之組加判ノ控文名ノ不持テヤン勿論年季云

○ 十年ノ限永年季ノ書入中ノ有ル田地质物書
入做双方致合息ノ之皆明做ノ名之小人組
私曲ノ如キ人控文ノ加判不仕お洋迷或仕付ノ之
中上ノ名之小人組加判なくお對ノ之控文
仕付ノ双音曲事ニ云 作付ノ事

○ 小百姓退轉ノ之ノ以テ田地主持流ノ之ノ事
奉法度ノ有年奉云 作付ノ通年給を云ル
米ノ小百姓切分ノ控文不承ル左百姓仕付